

表彰に関する一般基準

1. 研究開発功績賞

- (1) V Eの理論及び技法に関して顕著な研究開発を行い、功績をあげたと認められる活動。
- (2) V Eの理論及び技法に関して特に優れた研究論文、報告書、図書等を著作した活動。
- (3) V Eの理論及び技法に関して特に優れた技法、モデル等を開発し、それにより新しい適用分野を開拓したと認められる活動。
- (4) V Eの理論及び技法に関して調査・分析を行い、V E活動全般に対して顕著な影響を及ぼしたと認められる活動。
- (5) その他、V Eに関連する理論及び技法に関して、特に顕著な研究成果をあげたと認められる活動。

2. 普及功労賞

- (1) 永年にわたり協会の参与、各種委員会委員として、V Eの普及に貢献したと認められる活動。
- (2) 情報メディア又は講演等を通じて、V Eの普及について、顕著な成果をあげたと認められる活動。
- (3) 永年にわたりV Eの普及活動を行い、特に協会会員の増加について、顕著な成果をあげたと認められる活動。
- (4) 永年にわたりV Eの教育に従事し、V E人口の拡大に顕著な成果をあげたと認められる活動。
- (5) 永年にわたり外国でV Eの普及活動を行い、日本との国際交流促進等において顕著な功労があると認められる活動。
- (6) その他、V Eの普及について、顕著な功労があると認められる活動。

3. 協会賞・個人表彰

(1) V E経営者賞

永年にわたり経営者としてV Eを指導・推進し、当該組織において顕著な成果をあげたと認められる活動。

(2) VE 功労賞

永年にわたり協会の役員、参与、各種委員会委員長として協会活動に対して顕著な貢献をしたと認められる活動。

(3) VE 学術功績賞

大学や専門学校等で教育や学術的研究に従事し、永年にわたり協会活動に対して顕著な功績があったと認められる活動。

(4) VE 国際功労賞

外国のVE 関連機関の役員として、永年にわたり日本におけるVE の普及・発展、国際交流促進等に顕著な貢献をしたと認められる活動。

4. 協会賞・団体表彰

(1) VE 特別功績賞

協会活動に関連して、社会全般にわたり特に顕著な功績をあげたと認められる活動。

(2) VE 活動優秀賞

特に顕著なVE 活動を行い、その成果が協会活動等において公表され、かつ当該組織の経営に大きな貢献をしたと認められた活動。

(3) VE 活動奨励賞

原則として、中小企業基本法に定める中小企業・小規模企業者において実践され、その成果が当該企業の経営に貢献し、かつその活動に関与したCVS 又はVES 有資格者の推薦を得られたVE 活動。

推薦者又は応募者は、各賞の区分毎に各賞に該当する推薦事由を記載した推薦書（応募書）を作成し、必要と認められる資料を添付して、毎年定める指定期日までに事務局を経由して会長に提出する。

1984年7月18日作成

1985年1月24日改定

1995年6月16日改定

1999年9月8日改定

2003年9月2日改定

2010年9月7日改定

2016年8月18日改定

2025年3月12日改定